

長池ひとみ薬局	長野市北長池2046番地4	〃	〃
のぞみ薬局	茅野市ちの3386番地	〃	〃
佐久平薬局	佐久市佐久平駅北19番地14	〃	〃
南天診療所	松本市筑摩3丁目15番31号		平成16年1月15日
(5) 通所介護			
事業所の名称	所在地	指定した年月日	
きどころ宅幼老所	駒ヶ根市赤穂16530番地4	平成16年2月16日	
いなばデイサービスセンター	長野市稻葉字中河原沖940番地139	〃	〃

高齢福祉課

長野県告示第86号

次の区域における建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号の規定による確認を要しない区域の指定を、平成16年3月31日限り解除します。

平成16年2月23日

長野県知事 田 中 康 夫

佐久市大字大沢（字御嶽及び原を除く。）、大字伴野及び根岸、大字小宮山及び前山（字町後、居屋敷、清水、中道、中川原、森下、森上、大門下及び大堀を除く。）、大字桜井（字町田、上の田、鷹の取、金井場、橋詰、大工作、上川原、仮宿、和泉屋敷、四十九、平馬塚、東屋敷、西屋敷及び南屋敷を除く。）、大字内山及び常和、大字鳴瀬、大字塚原（字関上、関添、常木、四ツ谷、砂原、大豆塚、屋敷、駿河塚、小更、濁、丸山、久保田、龍子田及び常木下、濁尻を除く。）、大字上平尾、下平尾及び横根、大字香坂、大字安原（字棧敷、四ツ行塚、西大久保、東大久保、猫久保、西御堂、南御堰、北御堰、中棧敷、蛇塚、小平及び向田を除く。）、大字新子田（字高師町、松ヶ池、下原、西原、原宿、中島、東内池、内池、野馬久保、北野馬久保、ミセギ及び蛇塚を除く。）、大字志賀並びに大字小田井（字前藤部、笹沢、鵜縄沢、皎月、荒田、殿畑、西浦、下の驛、籠の畠、藤塚、上金井、中金井、下金井、南金井、笹和田及び唄坂を除く。）

建築管理課

長野県告示第87号

昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部を次のように改正します。

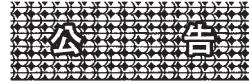
平成16年2月23日

長野県知事 田 中 康 夫

別表第2中

「美駒信用組合 清里支店及び川上出張所」を
「山梨県民信用組合 清里支店及び川上出張所」に改める。

会計課

**公告**

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次の者を表彰しました。

平成16年2月23日

長野県知事 田 中 康 夫

平成15年12月8日表彰 自治功労

青木 豊一	高橋 宏
有馬 佳明	武重 善博
井澤 通治	塚田 佐
大草 忠和	新村 益雄
大場 茂雄	保科 偲教
倉科 昭	三沢 光広
栗田 勝	水谷 太一
郷津 久男	村石 正郎
齋藤 富義	吉澤 義夫

広報広聴チーム
市町村課**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年2月23日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
全自動血液凝固測定装置 1台
- (2) 物品等の特質
入札説明書のとおり
- (3) 納入期限
平成16年3月25日
- (4) 納入場所
長野県救急センター
- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数が

管財課

あるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含みます。)

ア 日時 平成16年3月5日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月8日 午後3時

イ 場所 長野県庁本館入札室

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否

必要とします。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年2月23日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量

「長野県版レッドデータブック(動物編)1,000冊」の印刷物製造の請負

- (2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

- (3) 納入期限

平成16年3月31日

- (4) 納入場所

入札説明書のとおり

- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含みます。)

ア 日時 平成16年3月5日 午前10時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月5日 午前11時

イ 場所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

農政課

公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

変更区域に係る図面は、関係の市役所において縦覧に供します。

平成16年2月23日

長野県知事 田中康夫

農業振興地域の区域の変更（統合）

(旧)

農業振興地域名	市町村名	面積(ha)
更埴農業振興地域	更埴市	2,726
上山田農業振興地域	上山田町	785
戸倉農業振興地域	戸倉町	539

(新)

農業振興地域名	市町村名	面積(ha)
千曲農業振興地域	千曲市	4,050

公告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により平成15年11月及び12月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表します。

平成16年2月23日

長野県知事 田中康夫

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要							備考
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	カルシウム(%)	りん(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	その他の検査(水分)(%)	
JA東日本くみあい飼料株式会社新潟工場 新潟県北蒲原郡聖籠町東港3-6576	会田共同養鶏組合 東筑摩郡四賀村	会田成鶏用(I P)	平成15年11月	17.0以上	3.0以上	2.80以上	0.50以上	5.0以下	14.0以下	—	
				17.6	5.9	2.88	0.55	2.7	10.0	12.4	
株式会社東海全畜産配合飼料公社配合飼料工場 愛知県碧南市玉津浦町2-8	伊那酪農業協同組合 伊那市	全酪ニュー3号マッシュ	同上	18.0以上	2.0以上	0.80以上	0.50以上	10.0以下	10.0以下	—	
				18.2	2.8	1.02	0.61	5.1	6.3	12.4	
中部飼料株式会社本社工場 愛知県知多市北浜町14-6	湯澤産業株式会社 下伊那郡松川町	マル中印若牛育成用配合飼料αグローブ	同上	14.0以上	1.5以上	0.40以上	0.30以上	10.0以下	10.0以下	—	
				16.6	2.5	1.01	0.50	6.4	6.3	12.0	
中部飼料株式会社鹿島第2工場 茨城県鹿島郡神栖町大字東深芝22-1	宮崎商事株式会社 飯田市	マル中印若牛育成用配合飼料きらめきRM育成	同上	14.5以上	2.0以上	0.30以上	0.25以上	18.0以下	10.0以下	—	
				15.2	2.5	0.53	0.34	13.3	6.5	12.4	

豊橋飼料株式会社 豊橋工場 愛知県豊橋市明海町5-9	信洲マルト販売株式会社 飯田市	マルト肉牛肥育用配合飼料 やまと	同上	15.0以上 15.3	3.0以上 3.0	0.50以上 0.89	0.40以上 0.66	8.0以下 5.1	10.0以下 6.1	- 12.9	
株式会社杉治商会 千葉工場 千葉県千葉市美浜区新港229-3		乳牛用配合飼料 なんしん・21	同上	21.0以上 22.4	4.0以上 4.8	0.60以上 0.88	0.50以上 0.55	10.0以下 4.8	10.0以下 4.0	- 11.7	
豊橋飼料株式会社 豊橋工場 愛知県豊橋市明海町5-9	長野畜振株式会社 松本市	乳牛用配合飼料 なんしん・74	同上	17.0以上 18.5	2.0以上 4.0	0.60以上 0.69	0.45以上 0.56	10.0以下 5.3	10.0以下 5.7	- 11.9	
協同飼料株式会社 名古屋工場 愛知県名古屋市港区船見町19		子牛育成用 カーフエース16	同上	16.0以上 16.0	1.5以上 1.7	0.55以上 0.97	0.35以上 0.40	11.0以下 4.6	10.0以下 5.5	- 13.2	
平成飼料株式会社 鹿島工場 茨城県鹿島郡神栖町東深芝4-7	赤羽産業株式会社 松本市	兼松配合飼料 マーブルモア	同上	13.0以上 13.2	2.0以上 3.3	0.5以上 0.71	0.4以上 0.49	10.0以下 4.4	10.0以下 4.7	- 12.8	
J A 東海くみあい 飼料株式会社知多工場 愛知県知多市北浜町16	J A 東日本くみあい飼料株式会社辰野中継基地 上伊那郡辰野町	乳配工房	同上	16.0以上 17.2	2.0以上 2.7	0.60以上 1.01	0.40以上 0.51	10.0以下 4.3	10.0以下 5.9	- 12.9	
		いいだ和牛前期	同上	16.0以上 17.3	2.0以上 2.7	0.30以上 0.59	0.30以上 0.57	12.0以下 5.9	10.0以下 4.9	- 12.4	
		南信肉牛後期	同上	12.0以上 14.1	2.0以上 2.8	0.05以上 0.48	0.30以上 0.39	9.0以下 4.3	9.0以下 3.7	- 12.4	
		和牛繁殖用	同上	14.0以上 15.0	2.0以上 2.3	0.60以上 0.98	0.50以上 0.82	10.0以下 5.0	10.0以下 7.3	- 13.1	

(注) 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考欄にその成分の過不足量（絶対量）を示します。

畜産課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、茅野市横内土地区画整理組合の理事について、次のとおり退任の届出がありました。

平成16年2月23日

長野県知事 田 中 康 夫

退 任

氏 名 住 所
小 川 清 夫 茅野市ちの3125番地

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年2月23日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類及び名称

茅野都市計画道路 3・5・15号 上川橋線

2 都市計画を定める土地の区域

平成12年長野県告示第396号の土地の区域のうち茅野市ちの字

八日市場の一部を変更する。

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県諏訪建設事務所及び茅野市役所

4 縦覧期間

自 平成16年2月24日

至 平成16年3月8日

都市計画課

農村整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年2月23日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

白馬都市計画公園 4・4・1号 大出公園

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び白馬村役場

都市計画課

公告

明科町押野土地改良区の清算人について、次のように退任の届出がありました。

平成16年2月23日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢司

退任

氏名 住所

渡辺正芳	東筑摩郡明科町大字七貴4029番地2
宮下俊一郎	東筑摩郡明科町大字七貴4073番地
矢嶋将英	東筑摩郡明科町大字七貴4396番地2
矢花昭一	東筑摩郡明科町大字七貴4477番地1
宮下真佐美	東筑摩郡明科町大字七貴4434番地
宮下真平	東筑摩郡明科町大字七貴4157番地2
矢花暁	東筑摩郡明科町大字七貴5717番地1

土地改良課

公告

更級郡大岡村による根越地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年2月23日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年2月24日から3月22日まで

3 縦覧の場所

更級郡大岡村役場

農村整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年2月23日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内生義

1(1) 許可番号 平成16年1月7日

長野県諏訪地方事務所指令15諏地建第16-1号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

茅野市北山5522-イ-8の内、5980

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿1-24-1

株式会社水素エネルギー研究所

代表取締役 須田精二郎

2(1) 許可番号 平成15年11月4日

長野県諏訪地方事務所指令15諏地建第16-5号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

茅野市本町東4992-6の内、4992-15、4991-1の内、4999の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市 笹部2-3-1号

株式会社コスコ 代表取締役 大久保文弘

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年2月23日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

1 許可番号 平成16年1月23日

長野県上伊那地方事務所指令15上伊地建第30-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡中川村片桐1516の内、1518の内、1530

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上伊那郡中川村大草4045-1

中川村土地開発公社 理事長 北島靖生

建築管理課

公告

更級郡大岡村による根越地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年2月23日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年2月23日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

1 (1) 許可番号 平成15年12月16日

長野県指令15建第1-21号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字南穂高629-11、629-12

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市大字大屋243

上燃株式会社 代表取締役 倉沢 直彦

2 (1) 許可番号 平成16年1月8日

長野県指令15建第1-22号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字高家675-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都板橋区小豆沢3-9-2-102号

小豆沢パークファミリア 松田 健

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年2月23日

長野県北安曇地方事務所長 宮坂 正巳

1 許可番号 平成15年9月24日

長野県北安曇地方事務所指令15北安地商第29-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北安曇郡松川村字西原3363-311、3363-313、3363-1124、3363-1125、3363-1126、3363-1127、3363-1128、3363-1129、3363-1130、3363-1131、3363-1132、3363-1133、3363-1134

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡豊科町大字豊科455-1

有限会社双葉興産 代表取締役 小林 賢満

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年2月23日

長野県北信地方事務所長 松尾 仁雄

1 許可番号 平成15年9月30日

長野県北信地方事務所指令15北信地建第26-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

中野市大字岩船字江部境42-4

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

札幌市北区北九条西三-七

株式会社土屋ホーム 代表取締役 川本 謙

建築管理課